

岡崎市新友愛の家印刷室利用方針

(趣旨)

第1条 この方針は、岡崎市こども発達センター等整備運営事業業務要求水準書に基づき、新友愛の家内にある印刷室（以下「印刷室」という。）の利用方針を定めるものである。

(定義)

第2条 この方針で使用する用語は、岡崎市こども発達センター等整備運営事業業務要求水準書に定める用語の例による。

(機器)

第3条 選定事業者は、新友愛の家の運営に支障のない範囲において、個人又は法人に印刷室にある機器を使用させることができる。

(利用者)

第4条 印刷室を利用できる者は、障がい児・者及びその家族、障がい者団体その他個人又は法人とする。

(利用時間)

第5条 印刷室の利用時間は、新友愛の家の利用時間とする。

(利用料金)

第6条 選定事業者は、印刷室の機器を使用した者から機器使用に係る料金を徴収するものとする。

2 前項の料金は、地域交流センターの例を目安として選定事業者が定める。

(選定事業者の責務)

第7条 選定事業者は、印刷室を利用する者が安全かつ快適に利用できるよう配慮しなければならない。

(利用規則)

第8条 選定事業者は、印刷室の運営に関し必要な事項を、利用規則で定めるものとする。

附 則

この方針は、新友愛の家開設の日から施行する。